

航空運送事業運送約款

第 1 章 総 則

（定義）

第 1 条 この運送約款において、会社の事業所とは、会社の事務所及び営業所、並びに会社の指定した総代理店及び代理店の営業所をいいます。貸切運送とは、会社と借主との貸切運送約款によって航空機の全部を貸切って行う運送をいいます。航空券とは、この運送約款に基づいて、会社が旅客運送のために発行する証票をいいます。普通旅客運賃とは、会社の公示運賃で、特別の規定のない限り、通常の片道の大人運賃及び小児運賃をいいます。手荷物とは、他に特別の規定がない限り、旅客の所持する物品で受託手荷物及び持ち込み手荷物をいいます。受託手荷物とは、会社が引渡しを受け、且つ、これに対し手荷物合符（引換証）又は超過手荷物切符を発行した手荷物をいいます。持ち込み手荷物とは、受託手荷物以外の手荷物で会社が機内への持ち込みを認めたものをいいます。手荷物合符とは、受託手荷物の識別のためにのみ会社が発行する証票で、その一部は、手荷物添付用として受託手荷物の個々の物品にとりつけ、他の部分は引換証として旅客に渡すものをいいます。

（約款の適用）

第 2 条 この運送約款は、会社が行う旅客及びその携行荷物並びに、貨物の航空運送に適用されるものとします。

（約款等の変更）

第 3 条 会社の運送約款及びこれに基づいて定められた規定は予告なしに変更されることがあります。

（旅客の同意）

第 4 条 旅客及び荷送人は、この運送約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、且つこれに同意したものとします。

（準拠法及び所轄裁判所）

第 5 条 この運送約款により運送契約及びこれに関して生ずる一切の訴訟手続は、日本の法律に準拠するものとし、且つ会社の本社所在地の裁判所の管轄とします。

（係員の指示）

第 6 条 旅客は搭乗、降機その他飛行場、ヘリポート及び航空機内における行動並びに手荷物の積卸し、若しくは搭載の場所等について、すべて会社係員の指示に従わなければなりません。

（運航上の変更）

第 7 条 1.会社は法令及び官公署の要求、機械の故障、悪天候、不可抗力、争議行為、騒擾、動乱、戦争、その他やむを得ない事由により予告なく航空機の運航時刻の変更、運航の中止、発着地の変更、不時着陸、旅客の制限、又は手荷物の全部若しくは一部の取卸しをすることがあります。
2.会社は前項の場合に生じた一切の損害を賠償する責に任じません。

第 2 章 旅 客

（航空券の発行と効力）

第 8 条 1.会社は会社の事業所において、別に定める運賃を申し受けて、航空券を発行します。
2.航空券は記名式とし、第三者に譲り渡すことはできません。
3.航空券は、券面に記載された事項の通り使用しなければ無効となります。
4.航空券を不正に使用（譲り受けて使用した場合を含む）した場合は会社は一切の損害を賠償する責に任じません。

（有効期間）

第 9 条 1.航空券は、搭乗日時の指定のないもの有効期間は発行日から30日間とします。
2.航空券は、旅客が有効期間の満了する日まで、又は搭乗指定日時に搭乗しなければ無効となります。

（有効期間の延長）

第10条 旅客は指定された搭乗日時の 6 時間前迄に会社に申出ることにより航空券の有効期間を延長することができます。但し、最初に発行した航空券の有効期間満了日より30日を超えて延長することができません。

（航空券の紛失）

第11条 1.旅行開始前又は、旅行開始後に航空券を紛失した場合はあらためて全搭乗区間又は未搭乗区間についての航空券の購入を必要とし該当の紛失した航空券は無効とします。
2.航空券を紛失した場合で後日当該紛失券を発見の上、呈示があったときは、当該航空券がその有効期間内において未使用であり、また払戻し期間内において未払戻しであることを確認した時は次により払い戻します。但し、この場合には払戻し期間満了後30日以内に限りです。
イ.紛失した場合で、代りの航空券を購入しているときはその代りの航空券に対する收受運賃を払い戻します。
ロ.紛失した場合で当該旅行を取消したときは第17条に準じて払戻します。

（適用運賃）

第12条 1.旅客運賃は、搭乗当日において有効な運賃を適用します。
2.運賃変更等により收受運賃が適用運賃と異なる場合はその差額をそれぞれの場合に応じて払戻し又は徴収します。但し、航空券を運賃値上げ実施日以前に購入し、且つ、運賃値上げの実施後30日以内に搭乗する場合は航空券の発売日において有効な旅客運賃とします。

（小児運賃）

第13条 満12才未満の小児は普通大人旅客運賃の 7 割を申し受けます。但し、旅客（普通小児運賃を支払った旅客を除く）に同伴された座席を使用しない3才未満の小児は、同伴者 1 人に対し 1 人に限り無賃とします。

（割引運賃）

第14条 割引運賃については、別に定めるところによります。

（旅客の都合による変更）

第15条 旅客がその都合により運送契約を取消す場合は、次条の規定により運賃の払戻しを行います。

（旅客の都合による払戻しと取消手数料）

第16条 旅客の都合により搭乗しない場合は、次の場合に限り下記に定める額の運賃の払戻しをします。
1.搭乗日時の指定を受けていないで取消す場合には、航空券の有効期間に限り收受した運賃の 9 割
2.会社が指示した集合時刻の24時間前までに取消しの通知があった場合は收受した運賃の 7 割
3.会社が指示した集合時刻の 6 時間前までに取消しの通知があった場合は、收受した運賃の 5 割
4.手荷物については、搭乗予定航空機の出発20分前までに取消しの通知があった場合、收受した料金の 9 割

（払戻し期間）

第17条 前条による旅客運賃の払戻しは、当該航空券と引換えに、その有効期間内及びその満了後30日以内に行います。但し、前条第 1 項は除外します。

（会社の都合により取消、変更）

第18条 第 7 条の事由又は会社の都合により運送契約の全部又は一部の履行が出来なくなった場合は、旅客の請求に応じ未飛行部分に相当する運賃及び手荷物料金の払戻しをします。

（集合時刻）

第19条 1.旅客が航空機に搭乗する際には、その搭乗に必要な手続のため会社が指定する時刻までに指定する場所に到着しなければなりません。
2.前項の集合場所に送れた旅客に対し、会社はその搭乗を拒絶することがあります。
3.会社は集合時刻に遅れた旅客のために、航空機の出発を遅延させることはできません。

（搭乗の制限）

第20条 会社は次の各号に該当すると認めた場合には、当該旅客の搭乗を拒絶し、又は降機させることができます。
1.運航の安全のために必要な場合。
2.法令又は官公署の要求に就うために必要な場合。
3.旅客が次のいずれかに該当する場合。
イ.精神病者・伝染病者・薬品中毒者・泥酔者。
ロ.重傷病者又は 8 才未満の小児で付添人のない者。
ハ.その他年令又は健康上の事由によって旅客自身の生命が危険にさらされ、又は健康が著しくそこなわれるおそれのある者。
ニ.次に掲げるものを携帯する者。

1.航空機、人員又は搭載物に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるもの。
2.銃器（職務上携帯する者を除く）、兵器、爆発物、その他発火しやすいもの。
3.腐蝕性薬品及び適当な容器に入れていない液体。
4.動物
5.遺体
6.法令、又は官公署の要求により航空機への搭載又は移動を禁止されているもの。
7.容積、重量又は個数について会社が別に定める限度を超えるもの。
8.荷造り又は包装が不完全なもの。
9.変質、消耗又は破損しやすいもの。
10.その他会社が航空機による運送に不適當と判断するもの。
ホ.他の旅客に不快、不便又は危険を与えるおそれがある者。
ハ.会社係員の指示に従わない者。

（携帯荷物の点検）

第21条 1.航空保安上その他事由により、会社が必要と認めた場合は本人又は第三者の立会を求めて、手荷物の点検をすることがあります。
2.会社は、点検の結果により必要な処分をすることがあります。

第 3 章 貸切運送

（貸切運送の特則）

第22条 貸切運送に関し、この章に規定する事項については他章の規定に拘らず、この章の規定を適用します。

（申込の受付並びに契約）

第23条 会社は所定の貸切運送申込書により申込みを受付け、これを承諾したときは承諾書を発行します。

（貸切運賃）

第24条 貸切運賃は時間制とし、別に定める運賃によります。

（空輸料）

第25条 貸切運送契約に基づき貨客を搭載せず航空機を借主指定の場所まで又は借主指定の場所から基地に回航する場合には、別に定める空輸料を申受けます。

（滞留料）

第26条 1.会社が借主に提供した航空機が飛行時間以外に借主より拘束される場合は、該当する時間数に応じ別に定める滞留料を申受けます。
2.整備点検、給油等飛行を実施するために必要な時間及び天候待ち時間は滞留時間に含めません。

（支払）

第27条 会社は貸切運送契約締結のとき、予約金として運賃及び料金の半額を申受けます。残額は、飛行実施日（飛行が数日に渡る場合は第 1 日）の 7 日前迄に申受けます。但し、会社が同意したときは、後払いを認めます。

（会社の都合による取消と払戻し）

第28条 1.会社の都合により貸切運送の全部を実施できなかった場合は、收受運賃及び料金の全額を払戻します。
2.前項により飛行の一部を実施出来なかった場合は收受運賃及び料金から飛行実施部分に該当する運賃及び料金を差引いた額を払戻します。但し、差額運賃及び料金が不分明のときは、その計算に当っては飛行時間により算出します。

（借主の都合による取消と払戻し）

第29条 1.借主の都合により搭乗しない場合の払戻しで、旅行区間の全部を取消す場合には、收受運賃全額を一部取消しの場合には收受運賃より搭乗区間運賃を差引いた差額を払戻します。
2.前項の場合で航空機出発予定日の 6 日前までに取消しの申し出がなかったときには、次の各号の区分によって取消手数料を申受けます。
イ.会社が指定した搭乗予定時刻の48時間前までに取消しの申し出があった場合には收受運賃の 2 割相当額
ロ.会社が指定した搭乗予定時刻の48時間前以後 4 時間前までに取消の申し出があった場合は收受運賃の 5 割相当額
ハ.その他の場合は、收受運賃相当額

（運送貨物の制限）

第30条 運送貨物の制限については、第21条の規定を準用します。

第 4 章 責任及び賠償

（会社の責任）

第31条 1.会社は旅客の死亡又は傷害については、その損害の原因となった事故が航空機上で生じ、又は乗降機中に生じたものであるときは賠償の責に任じます。
2.会社は受託荷物の滅失・毀損等による損害についてはその損害の原因となった事故が当該荷物が会社の管理下にある間に生じたものであるときは、賠償の責に任じます。
3.会社は前 2 項の損害について、会社およびその使用人が損害を防止するために必要な措置をとったこと、又はその措置をとることが出来なかったことを証明したときは責任を負いません。

（携行品に関する免責）

第32条 会社は旅客の携行品および所持品に生じた滅失・毀損等の損害に対しては、会社及びその使用人に過失があった場合を除く外、損害賠償の責に任じません。

（旅客の故意若しくは過失に関する免責）

第33条 会社は旅客の故意若しくは過失により、又は旅客がその運送約款及びこれに基づいて定められた規定を守らないことにより旅客が受けた損害については賠償の責に任じません。

（事故受託荷物に対する損害賠償請求期間）

第34条 1.旅客の受託荷物に関する損害賠償の請求は受取った当該荷物について損害を発見した場合には、その受取りの日から 3 日以内に引渡しがない場合には受取る筈であった日から14日以内に文書をもってしなければ会社はその損害賠償の責に任じません。
2.貨物に関する損害賠償の請求は、不着の場合は指定搭載日より14日以内に、一部滅失、毀損、又は延着の場合は引渡しを受けた日より 7 日以内に文書をもってしなければ会社はその損害賠償の責に任じません。但し、上記の期間中に会社に対し文書により留保した場合は留保通知後 7 日以内に限り上記の期間は延長されます。

（賠償の限度）

第35条 1.旅客の死亡もしくは傷害について生じた損害に対し、会社が賠償の責を負う場合の賠償額は 2,300万円を超えないものとする。
2.旅客の携行品及び所持品の滅失、毀損等による損害につき、会社が賠償の責を負う場合の賠償額は、旅客 1 名につき15万円を超えないものとします。

（旅客の賠償責任）

第36条 旅客の故意、若しくは過失により、又はこの運送約款及びこれに基づいて定められた規定を守らないことにより会社が損害を受けた場合は、その損害相当の賠償金を申受けます。

以 上